いのちと健康ニュース NO. 40

1993年 5月15日

愛知働くもののいのちと健康を守るセンター
名古屋市中区平和二丁目2番3号
高齢者労働会館5F TEL.FAX 052-322-0406
編集発行責任者 中原 東四郎

愛知健康センターの

『安全衛生実施調査』に御協力を

調査期間92.4.1～93.3.31

愛知健康センターでは、人間らしく生き人間らしく働くための労働条件改善や、労働時間短縮の要求実現のためにともにとりくんでいるところです。

大企業の職場をはじめ中小企業の職場では、、長時間・過密労働による過労で健康を害したり、倒れられたり亡くなられる仲間が増えております。

職場から過労死をなくし、健康を守るためには、安全衛生法に基づく、安全衛生活動や健康管理が確実に実施されることが欠かすことのできないことです。

第6回理事会では、『安全衛生実施調査』を行ない、安全衛生活動の強化と啓蒙をはかることにしました。

加盟労働組合と友好関係労働組合の御協力を心からお願いいたします。

「調査用紙」を5月中旬に各労働組合に御送付しますので安全衛生担当役員の方には、配布・回収に御協力をお願いいたします。

（事務局）

愛知県職員組合

職員の健康相談・保健指導を実施

組合機関紙で「お知らせ」

愛知県職では、「医師による健康相談」「精神科医による心の健康相談」「保健婦による保健指導」「職場巡回保健指導」を機関紙で紹介し、組合員に利用をよびかけています。

職員課 健康相談のおしらせ

一般疾病の予防、治療対策及び検診結果に基づく事後管理等健康生活全般について、医師又は保健婦が個別指導を行います。

また、心の健康問題について専門家による相談も行っており必要により医療機関、検査機関を紹介します。

なお、保健指導は、循環器系検診の未受診者及びD1・C1の者に対して指名指導も行っています。

1 職員健康相談（医師による健康相談）

相談日	相談医	時間	場所	参加方法
4月9日(金)	院長	午後2時～午後4時	職員病院2階	相談日の前日までに職員課へ申し込むこと
4月16日(金)	院長			
4月23日(金)	院長			

2 心の健康相談（精神科医等による）

場所 職員相談室（中小企業センター4階）
電話 052-581-8912
開室時間 月3回（第1火曜日・第2火曜日・第3火曜日）
参加方法 希望者は、相談室へ直接申し込んでください。
その他 相談内容等は秘密を固く守ります。

3 職員健康管理相談室（保健婦による保健指導）

場所 本庁3階東側職員課内
電話 052-961-2111（内線2109）
開室時間 月～金曜日（木曜日は休室）
午前10時～午後4時
参加方法 希望者は、適宜保健婦に申し出てください。
指導内容 成人病疾患関係 胸部疾患関係
母子保健関係 その他
指導員 職員課保健婦

4 その他、職場巡回保健指導も行っています。

お問い合わせは、職員課安全衛生担当（県庁内線2109）まで

『快適職場指針』

（ＮＯ．３９からつづく）

◆　作業台、机、椅子等の高さは、作業内容と身体特性にあわせて調整可能なものであること。

３）作業に従事することによる労働者の疲労を回復するための施設・設備の設置・整備

①「疲労やストレスを効果的に癒すことができるように、臥床できる設備を備えた休憩室等を確保すること」について

◆「休憩室等」の「等」は、休憩できる施設・設備の整備された場所が含まれること。

◆　職場における疲労やストレスの要因となるものには、作業環境、作業方法のほか、職場における人間関係、職場組織等種々の要因がある。

また、作業の態様に応じ、労働者の受ける疲労やストレスの形態には、局所疲労、全身疲労　等の差異がみられる。

このため休憩室は、作業の態様に応じた疲労やストレスを効果的に癒すことができるように整備されていること。

例えば、高温作業等に従事する労働者については、空調設備や冷水機等の設備を設けること。

長時間の立ち作業に従事する労働者については、臥床又はゆったり座ることのできる椅子等の設備を設けること。　↗

↙　騒音作業に従事する労働者については静かな休憩室を設ける等の配慮がなされていること。

◆　休憩室は、休憩する労働者数に応じた広さであること。

清潔であること等について配慮することが必要である。

また、休憩室内の色彩に配慮するとともに、必要に応じ音楽を流したり、観葉植物を配置する等の配慮をすること。

②　「多量の発汗や身体の汚れを伴う作業がある場合は、シャワー室等の洗身施設を整備するとともに、常時これを清潔にし、使いやすくしておくこと」について

◆　「シャワー室等」の「等」には風呂が含まれること。

◆　炉前作業等高温な場所での作業、多湿な場所での作業、夏期の屋外作業、身体の汚れを伴う作業等がある場合について、シャワー室等の設備が必要であり当該シャワー室等は、常に清潔に保たれ、温水も利用できるようにすること。

③　「職場における疲労やストレス等に関し、相談に応ずることができるよう相談室等を確保すること」について

（つづきをＮＯ．４１に掲載）

郵政産業労働組合

非人間的な「新夜勤」は廃止せよ！

3/21から実施の新交替制勤務

深夜交替制で働く郵政職場で3/21から「新夜勤」が実施されました。

「頭はもうろう、身体は疲れ切っている。やはり地獄の勤務だった」

「２時間の勤務中断時間では寝られるものじゃない」……

これが「新夜勤」を実際に体験した労働者の感想です。

人間らしく働くために、「新夜勤」の見直しでなく「廃止」こそが強く求められています。

金も払わずに拘束

「勤務中断時間」とは一体なんでしょうか。

当局は、「勤務外で全く自由時間」といいながら「職場から出て寝室に行け」「酒は禁止」「外出は許可を取れ」と拘束しています。

また、「新夜勤」実施にともなう早出の繰り上げで、出勤が不可能な労働者に「局に前泊しろ」と強要する事態もおきています。

全逓と全郵政本部が郵政省と合意している「３ヶ月後の見直し」は、ワクぐみのなかで若干の手直しをして「定着」させるのがねらいです。

全労連（全国労働組合総連合）

過労死・労災・職業病をなくそう

3/31、「対策委員会」が発足

過労死・労災・職業病のない職場をと全労連（大江洸議長）は3/31、「いのちと健康を守る」対策委員会を発足させました。

過労死根絶や労災認定基準の改善へ全国各地でとりくまれている運動の成果をふまえ、いのちと健康をまもる労働者・国民の壮大な共同のたたかいを展望する目的で設置したものです。

対策委員会は、全労連幹事会のもとで情報収集や調査、方針提起をおこなう補助機関です。

第１回対策委員会では、当面のとりくみとして

① 全労連が主催、純中立労組懇、労働総研、全日本民医連、全国労災職業病実行委員会、じん肺弁護団が協賛し「いのちと健康を守る学習交流集会」を６月に開く

② 加盟組織の過労死・労災・職業病のとりくみ状況を調査する

③ 関係団体との懇談、共同行動を追求する　　以上の方針を確認しました。

全労連ではこれまでも、学者・研究者や医師・医療機関、弁護士、被災者・患者団体などと懇談、交流してきました。

役員体制は次の通りです。

委員長＝江尻尚子（医労連）

副委員長＝草島和幸・栗山嘉明

事務局長＝池田寛

（4/2付「赤旗」記事より抜粋）

お知らせ

第２期　いのちと健康大学

「第２期　いのちと健康大学」を次の日程で開催しています。労働組合・民主団体の組合員・会員のみなさん！誘いあってご聴講をお願いします。

第１回	２月23日（火）	からだ（身体）のしくみとはたらき 山田　信也　（名古屋大学医学部教授）
第２回	３月11日（木）	労働基準法・労働安全衛生法の職場での活用の仕方 伊藤　欽次　（愛知労働問題研究所事務局長）
第３回	３月23日（火）	長時間労働と過労死をなくすために 佐々木　昭三（あいち職場の健康問題研究会事務局長）
第４回	４月６日（火）	人間らしい生活と自由時間の拡大 長谷部　美智子　（愛労連婦人協）
第５回	４月20日（火）	夜勤・交替制労働と私たちの健康 小野　雄一郎（名古屋大学医学部衛生学教室）
第６回	５月11日（火）	職場の労働安全衛生活動のすすめ方 吉川　正春（名古屋水道労働組合副委員長）
第７回	５月25日（火）	私たちの労働・生活と成人病 内山　集二　（愛知県保険医協会）
第８回	６月８日（火）	人間らしく働くために―「快適職場ざして」 宮尾　克　（名古屋大学医学部公衆衛生学教室）
第９回	６月22日（火）	私たちの権利と社会保障 加藤　孝夫　（愛知社会保障協議会事務局長）
第10回	７月６日（火）	いのちと健康を守るとりくみの歴史と視点 山田　信也　（名古屋大学医学部教授）

◆時間：いづれも午後6:30より8:30まで
◆場所：高齢者労働会館２Ｆ会議室
（都合により変更することがあります）
◆定員：５０名
◆申込み：愛知健康センターTEL 322-0406
所属と氏名を事務局へ連絡して下さい。

◆参加費：全日程　10.000円
（未加盟　11.000円）
選択 1回 1.500円
（未加盟　1.800円）
※　参加費は、当日受付でお受けします。